

## 芦別市立中学校統合準備委員会設置要綱

## (設置)

第1条 芦別市立中学校の統合を円滑に進め、統合による教育環境の整備及び教育の充実を図るため、芦別市立中学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 準備委員会は、中学校の統合に関し必要となる事項について協議し、協議した内容及び決定した事項を取りまとめ、教育委員会へ報告する。

## (組織)

第3条 準備委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小中学校の校長
- (2) 市立小中学校の児童又は生徒の保護者で構成する団体を代表する者
- (3) 学校運営協議会を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、前条第2項各号の区分に従い、後任者を教育委員会が委嘱する。

## (会長及び副会長)

第5条 準備委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 準備委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 準備委員会が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織するほか、委員以外の者を部会員とすることができる。

3 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会の委員の互選により選出する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会長は、部会に事務局を置くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が準備委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

## 芦別市立中学校統合準備委員会の設置目的等について

### 1 設置の必要性

令和6年4月1日からの市立中学校の統合に向けて、統合を円滑に進め、統合による教育環境の整備と教育の充実を図るために設置する。

### 2 協議の方法

想定している協議事項について委員の間で協議し、準備委員会で決定するとともに、決定した内容について教育委員会に報告する。

協議事項について、詳細な検討が必要な事項については、「部会」を置き、部会での検討結果の報告に基づき準備委員会で決定するものとする。

### 3 準備委員会の委員構成等

- (1) 準備委員会は、委員11人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱するものとする。

選 出 区 分	人 数	備 考
小中学校の校長	4人	
保護者の代表	4人	各学校PTA会長
学校運営協議会を代表する者	2人	芦中校区・啓中校区
その他教育委員会が必要と認める者	1人	青少年育成連絡協議会の代表

- (2) 委員の任期は、委嘱の日からすべての協議事項について決定する日までとする。
- (3) 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。(条例による設置ではなく、臨時的な組織のため。)
- (4) 準備委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- (5) 準備委員会の庶務は、学務課において行うものとし、学務課長、総務係長、学校教育係長が会議に出席する取扱いとする。

#### 4 部会の設置

- (1) 準備委員会での協議事項について詳細に検討するため、部会を置くことができるものとする。
- (2) 部会は、会長の指名する委員のほか、委員以外の者を部会員とすることができるものとする。
- (3) 想定される部会と部会員の構成
  - ① 学校部会……委員のほか、各校の教頭、教務担当者、生徒指導担当者、児童会・生徒会担当者等
  - ② P T A ・地域部会……委員のほか、中学校教頭、P T A 役員、学校運営協議会委員、青少年育成会連絡協議会役員等
- (4) 部会に、部会長と副部会長を各1人置き、委員の互選により選出する。
- (5) 部会の庶務等を担当させるため、部会に事務局（担当者）を置くことができるものとする。
- (6) 部会には、必要に応じて教育委員会事務局職員も会議に出席する取扱いとする。

#### 5 準備委員会の解散時期

統合に向けた協議事項の協議が終了したときに解散するものとする。（令和4年度内で一定の協議を終了し、解散する予定。）

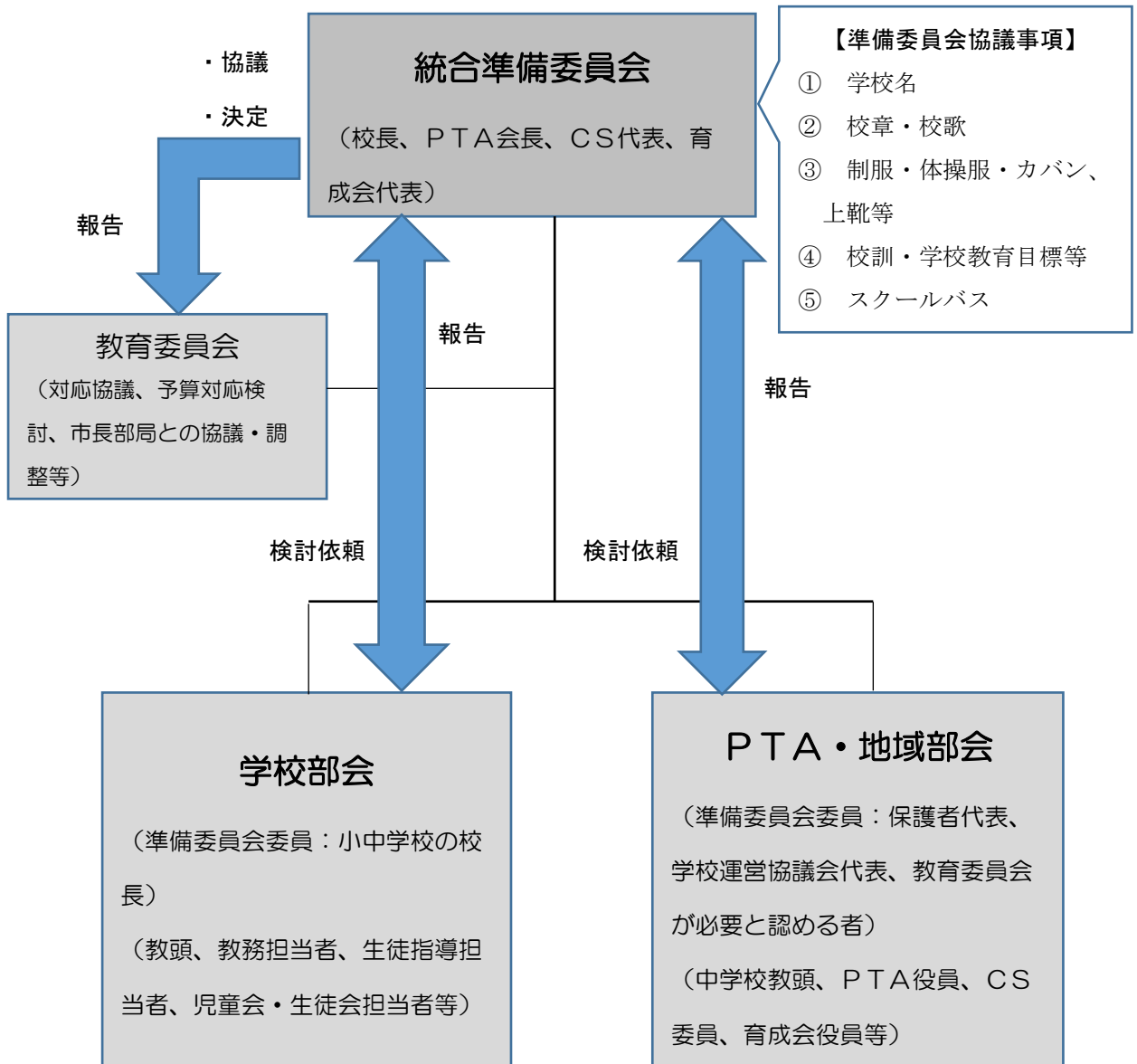
## 芦別市立中学校統合準備委員会における協議事項について

保護者や地域の皆さんからの意見・要望への対応を含め、統合後の教育活動を円滑に進めるための学校運営上の諸課題を調整するため、中学校の統合に関し必要となる事項について協議するものとし、次のような事項を想定している。

- (1) 学校名について
- (2) 校章・校歌について
- (3) 制服・体操服・カバン、上靴等について
- (4) 校訓・学校教育目標等について
- (5) 教育課程・日課表について
- (6) 行事について
- (7) 生徒会について
- (8) 生活のきまり（校則を含む。）について
- (9) 部活動について
- (10) いじめ対策について
- (11) 学級編制について
- (12) スクールバスについて
- (13) P T A活動について
- (14) 同窓会について
- (15) 地域での育成会等の活動について
- (16) 学校間の交流について
- (17) 学校事務について
- (18) その他必要な事項

なお、協議を進める中で、準備委員会として協議、決定することが適当であると認められる事項が生じたときには、協議事項に追加する。

## 中学校統合準備委員会の組織と協議等の進め方（イメージ）



### 【協議事項】

- ① 教育課程・日課表
- ② 行事
- ③ 生徒会
- ④ 生活のきまり
- ⑤ 部活動
- ⑥ いじめ対策
- ⑦ 学級編制
- ⑧ 学校間の交流
- ⑨ 学校事務

### 【協議事項】

- ① PTA活動
- ② 同窓会
- ③ 地域での育成会等の活動

## 芦別市立中学校統合準備委員会の協議スケジュールについて

## (1) 準備委員会の協議スケジュール

回数	日程	内容(予定)	備考
第1回	令和4年5月	① 準備委員会の設置について ② 会長・副会長の選出について ③ 協議事項と協議スケジュールについて ④ 部会の設置と部会での協議事項について	
第2回	令和4年6月	① 準備委員会としての協議と決定 ② 新たな協議事項の確認等について	
第3回	令和4年8月	① 協議事項の部会での検討結果報告と対応の確認・決定(第1回) ② 新たな協議事項の確認等について	
第4回	令和4年11月	① 協議事項の部会での検討結果報告と対応の確認・決定(第2回) ② 新たな協議事項の確認等について	
第5回	令和5年2月	① 協議事項の部会での検討結果報告と対応の確認・決定(第3回) ② 新たな協議事項の確認等について	新たな協議事項がなければ最終開催とする。

※ 児童生徒の学校間交流については、令和4年度後期(10月以降)に可能なところから実施したいとの方針であることから、第3回会議では今年度中の取組について決定していただきたい。

## (2) 部会の協議スケジュール

- ① 第1回の部会については、第2回準備委員会の開催前に行い、部会長・副部会長の選出、協議事項の確認等を行う。
- ② 第2回以降の部会については、部会長を中心に日程を調整し、随時開催する。